

金沢市地域包括支援センターにおける日常生活圏域の変更

1 日常生活圏域の変更について

令和6年4月1日より、金沢市内の日常生活圏域が 19 ヶ所から 20 ヶ所に変更となります。

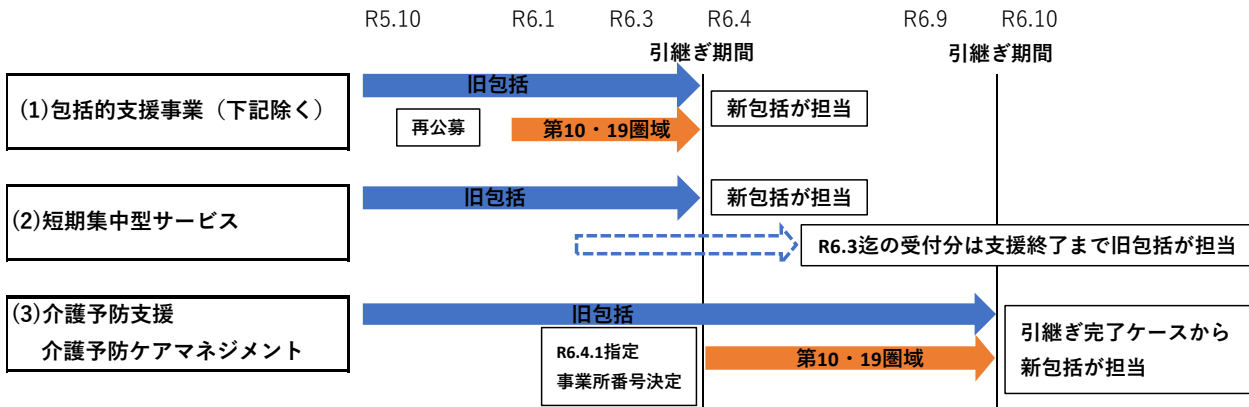
これに伴い、日常生活圏域ごとに設置している金沢市地域包括支援センターの担当圏域が次表のとおりとなります。(変更箇所を朱書き)

日常生活圏域	金沢市地域包括支援センター	新 担当地区 (R6~)	現 担当地区 (~R5)
第1圏域	いずみの (公益財団法人 金沢健康福祉財団)	野町、中村、弥生	野町、中村、弥生、 新神田
第2圏域	ありまつ (医療法人社団 中央会)	三馬、米泉	三馬、米泉
第3圏域	ながさか (医療法人 積仁会)	十一屋 、泉野、長坂台	泉野、長坂台
第4圏域	やましな (社会福祉法人 洋和会)	富樫、伏見台	富樫、伏見台
第5圏域	とびうめ (社会医療法人財団 松原愛育会)	新野、 菊川 、小立野	新野、小立野
第6圏域	みつくちしんまち (社会福祉法人 陽風園)	崎浦、内川	十一屋 、 菊川 、崎浦、内川
第7圏域	さくらまち (医療法人社団 金沢)	材木、味噌蔵	材木、味噌蔵
第8圏域	たがみ (医療法人社団 十全会)	犀川、湯涌、浅川	犀川、湯涌、浅川
第9圏域	おおてまち (医療法人社団 博仁会)	長町 、松ヶ枝、 長土塀 、 芳齋 、此花、瓢箪、馬場	松ヶ枝、此花、瓢箪、馬場
第10圏域	(公益財団法人 金沢健康福祉財団)	米丸 、 新神田	
第11圏域	かすが (医療法人社団 仁智会)	浅野、森山、夕日寺	浅野、森山、夕日寺
第12圏域	ふくひさ (医療法人社団 千木福久会)	小坂、千坂	小坂、千坂
第13圏域	ひろおか (社会福祉法人 北伸福祉会)	長田、 戸板 、西	長町 、 長土塀 、 芳齋 、長田、西
第14圏域	もろえ (独立行政法人地域医療機能推進機構 金沢病院)	諸江、浅野川、川北	諸江、浅野川、川北
第15圏域	くらつき (医療法人社団 映寿会)	鞍月、粟崎、大野、金石	鞍月、粟崎、大野、金石
第16圏域	えきにしほんまち (医療法人社団 博友会)	大徳	戸板 、大徳
第17圏域	かみあらや (社会福祉法人 やすらぎ福祉会)	押野、西南部、三和	押野、西南部、三和
第18圏域	きたづか (社会福祉法人 北伸福祉会)	二塚、安原	米丸 、二塚、安原
第19圏域	(医療法人社団 中央会)	額、扇台、四十万	額、扇台、四十万
第20圏域	きしかわ (社会福祉法人 北伸福祉会)	森本	森本

※変更箇所を朱書き

2 各事業の引継ぎ期間について

新しい圏域の地域包括支援センター(以下「新包括」)及び旧圏域の地域包括支援センター(以下「旧包括」)の事業の引継ぎ期間は下表のとおりです。



○包括的支援事業（介護予防ケアマネジメントを除く）

引継ぎ期間 令和5年10月～令和6年3月末日

令和6年4月1日より新包括が担当します。

① 期間内に引継ぐ業務

- ・総合相談・支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・認知症地域支援推進員業務等

② 特別な配慮が必要な業務

- ・総合相談の内、継続的な支援が必要なケース

継続的な支援が必要な総合相談は、日常生活圏域が変更される(令和6年4月)以前より新包括が担当する場合があります。

- ・虐待・支援困難ケース

虐待・支援困難ケースは、引継ぎ期間に関わらず新旧包括が連携して対応し、適切な支援を実施します。

〔問い合わせ先〕

金沢市福祉健康局福祉政策課 地域包括ケア推進室

電話 076-220-2288 FAX 076-260-7192

○短期集中型サービス

令和6年4月1日以降の新規受付分より、新しい圏域の包括が担当します。

令和6年3月31日までの新規受付分は、市民サービスの観点から、サービス利用期間の終了まで、旧包括が担当し、請求業務まで行います。ただし、支援終了前であっても新包括に引き継ぐ場合もあります。

(該当サービス)

- ・短期集中型訪問サービス(栄養改善)
- ・短期集中型通所サービス(運動器機能向上)
- ・短期集中型通所サービス(口腔機能向上)

〔問い合わせ先〕

金沢市福祉健康局健康政策課

電話 076-220-2233 FAX 076-220-2231

(3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

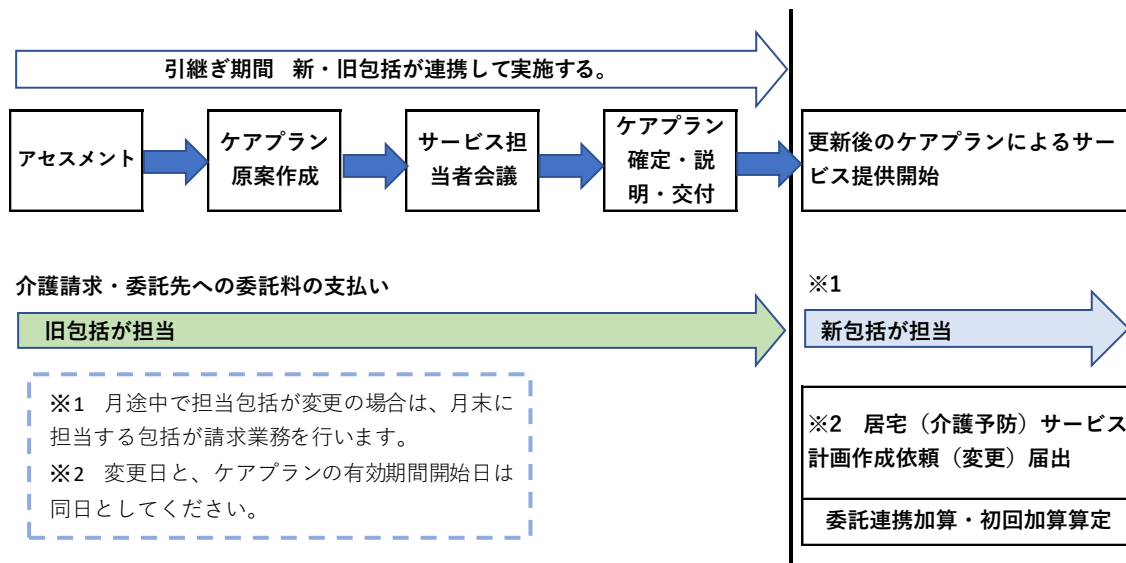
引継ぎ期間 令和5年10月～令和6年9月末日

※第10、第19圏域の引継ぎ期間は、令和6年4月～令和6年9月末日

件数の増大に対応するため、引継ぎ期間を令和6年9月末日までとしています。上記期間内に、ケアプランの更新月やモニタリング時等、利用者の実情に合わせたタイミングで引継ぎを行うことが可能です。

介護報酬の請求業務は、ケアプランの更新月から新包括が担当します。

なお、新規ケースについては、令和6年4月以前より新包括が担当する場合があります。



介護予防支援事業者(地域包括支援センター)の変更は、軽微な変更には該当しないため、一連の流れを省略することはできません。

日常生活圏域の変更に伴い、初回加算・委託連携加算の算定は可能です。算定の際はそれぞれの加算要件を満たしていることを確認してください。

〔問い合わせ先〕

金沢市福祉健康局介護保険課 給付係・事業者管理係

電話 076-220-2264 FAX076-220-2559

(4) 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書について

①申請期間 令和5年10月～令和6年9月末日で個別に設定。

②届出様式 金沢市ホームページよりダウンロード可

金沢市介護保険課ホームページ

金沢の介護保険＞ 各種手続き＞ 居宅サービス計画作成依頼届出書

(URL)

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8299.html>

③申請窓口 介護保険課

④留意点

- ・届出書の変更年月日は、ケアプランの有効期間開始日と同じ日付としてください。申請月以降は、新包括が介護請求することとなります。
- ・特設窓口は設置しません。日常生活圏域変更に伴う届出は、原則、市役所本庁の介護保険課窓口のみで受け付けます。なお、当日の事務処理は行わず、後日、介護保険課より事務処理完了の旨を新包括あてに連絡します。

〔問い合わせ先〕

金沢市福祉健康局介護保険課 給付係

電話 076-220-2264 FAX076-220-2559